

平成15年改正に係る検討委員会の報告

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の改正の方向について（報告）

平成14年11月

（社）日本農林規格協会
特別栽培農産物表示手法検討委員会

はじめに

農林水産省においては、農薬又は化学肥料を全く使わない、あるいは一定程度削減して栽培した農産物を対象として、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年制定（平成8年、9年及び13年に一部改正）、以下「ガイドライン」という。）を制定し、その普及を図っているところであるが、ガイドライン制定後、20を超える都府県が当ガイドラインに準拠して特別栽培農産物の認証を行うなど年々このガイドラインは普及、定着しつつある。

しかし、消費者からは、ガイドラインについて「無農薬」という表示は「有機農産物」よりも優良なものであるとの誤認を与える、「減農薬」という表示はわかりにくい等の意見が寄せられ、また、生産者、流通業者からもガイドラインは生産・流通の現場の実態に合っていないとの声も聞かれる。

このような状況を踏まえ、（社）日本農林規格協会は、農林水産省から委託を受け、平成13年10月に消費者、生産者、流通業者及び学識経験者をメンバーとする「特別栽培農産物表示手法検討委員会」を設置し、8回にわたる議論を行うとともに、その過程で「インターネット利用調査」、「食料品消費モニター調査」、「都道府県を対象としたヒヤリング及びアンケート調査」、「中間整理に対する意見等の募集」等を実施した。

当検討委員会は、これらの検討・調査を踏まえて、別紙「ガイドラインの改正の方向」をとりまとめた。

農林水産省において、今後このとりまとめを基にしてガイドラインの見直しを行うことを要望する。

なお、当検討委員会においては、全回の会議資料、議事概要及び議事要旨を事務局である（社）日本農林規格協会のホームページで公開し、当検討委員会の透明性を図ってきた。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向																																																
生産の原則（理念）	●生産の原則は定められていない。	●検討委員会における主な意見 （土づくり） ○土づくりの原則を積極的に盛り込むべき。 ○農林水産省の『食』と『農』の再生プラン」にも「堆肥等を利用した土づくり」とあるので、土づくりは押さえておくべき。 ○有機農産物の日本農林規格にある「生産の原則」を参考に、「土づくり」を盛り込んだ文言とすることで、その原則も明確になるのではないか。 ○原則を盛り込むことは賛成。 ○有機農産物と特別栽培農産物に考え方（ほ場の履歴について）の違いはあっても、文章上は問題ない。	●生産の原則（理念）をガイドラインに追加 特別栽培農産物についても、有機農産物のように、その生産の原則を明確な理念として明示し、消費者に特別栽培農産物の特徴が正しく理解される必要がある。 この観点から、有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号）第2条第1号を参考に、「農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を当該地域の同作期において、当該農産物について慣行的に行われている使用量又は使用回数の5割以下に減じることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産されること。」を特別栽培農産物の生産の原則として、ガイドラインに追加することとする。																																																
適用の範囲	<table border="1"> <tr> <th></th><th>無農薬</th><th>減農薬</th><th>慣行</th></tr> <tr> <td>無化肥</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr> <td>減化肥</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td></tr> <tr> <td>慣行</td><td>G</td><td>H</td><td>I</td></tr> </table> →適用の範囲 ●化学合成農薬（使用回数）又は化学肥料（使用量）のいずれかが「当該地域の慣行栽培」のおおむね5割以下であれば、ガイドラインの適用が可能。 ●現行ガイドラインでは、その対象を「農産物（野菜及び果実（加工したものを除く。）並びに穀類、豆類、茶等で乾燥調製したものをいう。）であって、不特定多数の消費者に販売されるもの」としており、栽培方法によって区別しているものではない。 ※ガイドラインが平成4年に制定されてから、約10年を経過し、その間に、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。）が制定され、たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式への取組が全国に広がっているところである。 また、環境保全型農業に関する統計（2000年農林業センサス）などから推計すると、減農薬、無農薬栽培を行っている農家戸数の約8割は同時に減化学肥料栽培に取り組んでいるとみられる。		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A	B	C	減化肥	D	E	F	慣行	G	H	I	●栽培基準検討部会提案 <table border="1"> <tr> <th></th><th>無農薬</th><th>減農薬</th><th>慣行</th></tr> <tr> <td>無化肥</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr> <td>減化肥</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td></tr> <tr> <td>慣行</td><td>G</td><td>H</td><td>I</td></tr> </table> 適用範囲 注：栽培基準検討部会提案とは、「特別栽培農産物の表示に係る栽培基準についての提案」（有機農産物及び特別栽培農産物研究会（栽培基準検討部会））を指す。以下同じ。 ●検討委員会における主な意見 （適用の範囲全般） ○農薬、化学肥料ともに減じたものを適用の範囲にすることは、栽培する側からも納得がいく。 ○農薬、化学肥料ともに減じたものを対象にすることについては、持続農業法にもあるように国レベルのコンセンサスがある。 ○化学肥料を減らすことが前提。減農薬だけというのは意味がない。 ○茶などでは減農薬で努力している人が多い。 （水耕栽培） ○水耕栽培はガイドラインの対象から外した方がよい。 ○完全閉鎖型の水耕であれば、環境にやさしい。 ○水耕栽培だから「環境保全型農業ではない」とはいえない。 ○水耕栽培が「環境にやさしいものではない」、「安全ではない」ということではないことを明確にしておきたい。 ○「対象から排除する」との表現は用いない方がよい。		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A	B	C	減化肥	D	E	F	慣行	G	H	I	<table border="1"> <tr> <th></th><th>無農薬</th><th>減農薬</th><th>慣行</th></tr> <tr> <td>無化肥</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr> <td>減化肥</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td></tr> <tr> <td>慣行</td><td>G</td><td>H</td><td>I</td></tr> </table> →適用の範囲 ●環境保全型農業を一層進める観点から、ガイドラインの適用の範囲を化学合成農薬、化学肥料ともに5割以上減じた範囲（図のA、B、D及びEの範囲）とする。 ●ガイドライン表示の対象となる農産物は、現行ガイドラインと同様とする。 ●水耕栽培など土を用いない栽培方法については、環境に与える負荷が特に問題になるわけではない。しかし、ガイドラインに、土づくりを含めた生産の原則を追加すること、また、新しく設定された適用の範囲においては、その条件を満たすことができないことから、当該栽培方法を用いて生産された農産物は、ガイドライン表示を行うことができなくなる。		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A	B	C	減化肥	D	E	F	慣行	G	H	I
	無農薬	減農薬	慣行																																																
無化肥	A	B	C																																																
減化肥	D	E	F																																																
慣行	G	H	I																																																
	無農薬	減農薬	慣行																																																
無化肥	A	B	C																																																
減化肥	D	E	F																																																
慣行	G	H	I																																																
	無農薬	減農薬	慣行																																																
無化肥	A	B	C																																																
減化肥	D	E	F																																																
慣行	G	H	I																																																

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向																																																																																																												
ネーミング	●適用の範囲を「特別栽培農産物」としている。 ●適用の範囲の区分ごとに「無農薬栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」等としている。 <table border="1"> <tr><td></td><td>無農薬</td><td>減農薬</td><td>慣行</td></tr> <tr><td>無化肥</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td></tr> <tr><td>減化肥</td><td>D</td><td>E</td><td>F</td></tr> <tr><td>慣行</td><td>G</td><td>H</td><td>I</td></tr> </table> 適用の範囲：特別栽培農産物とし、各区分（A、B、C・・・）ごとに設定。 （例：Aは無農薬・無化学肥料栽培農産物） ※現行ガイドラインの区分毎の名称を踏襲すべきとの意見（I経済連） （理由） 現状の減農薬や無農薬といった多様な農家の栽培方針を端的に伝えられ、消費者の選ぶ権利も保障できる。 ※「減」「無」の表示をガイドラインから削除し、代替案を提示（消費者団体） ①「無農薬栽培農産物」を「栽培期間中農薬不使用農産物」へ ②「減農薬栽培農産物」を「農薬節減使用栽培農産物」へ （理由） ①消費者は、有機、無、減の区別がつかない。 ②無は、有機表示よりも優良誤認を与える。 ③無農薬は残留農薬ゼロの印象がある。		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A	B	C	減化肥	D	E	F	慣行	G	H	I	●栽培基準検討部会提案 <table border="1"> <tr><td></td><td>無農薬</td><td>減農薬</td><td>慣行</td></tr> <tr><td>無化肥</td><td colspan="2" rowspan="2">A</td><td></td></tr> <tr><td>減化肥</td><td></td></tr> <tr><td>慣行</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> Aを「特別栽培農産物」とし、節減割合等を併記 ●検討委員会における主な意見 （全般） ○消費者は一目で分かる表示を望んでいる。 ○色分けにすると分かりやすい。 ○高齢者にも見やすい、分かりやすい表示を。 （「無農薬栽培農産物」等の「無」表示） ○有機農産物には履歴の条件があり、それが「無」との違い。「無」ということばを使わないこととしてはどうか。 ○「無」と「減」は違う。アンケート結果でも「無農薬」については、手間がかかるとの印象が持たれていることから、消費者はその違いを分かっているのではないかな。段階的なものがあってもよい。 ○表示は消費者の選択に資するもの。「無」という表示が有機を混乱させている。 ○「無農薬」という表示は、残留農薬がないとの誤解を与える。 （一括りの名称） ○0と5割減では違いが大きく、それをひとまとめにするのはどうかと考える。 ○「無農薬」との表示ができない場合、「0」を目指す取組が無くなるのではないかと懸念がある。 ○「減」も「無」もひとまとめにしてはどうか。この場合、「0」であることを表示したい人はそれを表示できるようにしてはどうか。 ○どの期間において農薬を使用していないのかを明確にした方がよいのではないかな。 ○農薬使用0と5割以上の節減の分けについては、「0」を「栽培期間中農薬使用0」などの表示で対応してはどうか。 ○「栽培期間中農薬不使用」というような表示方法も継続して検討してほしい。 ○分かりやすくするためには、具体性があり、「栽培期間中」の方が消費者の抱くイメージに近い。 ○消費者は正確な表示を求めている、また、生産者の努力を認める上でも区分は必要ではないかな。 （ネーミングの実際） ○ネーミングは公募してはどうか。 ○エコやグリーンなどの用語は避けるべき。 ○既に浸透している「特別栽培農産物」ではどうか。 ○「特別」は、他より優れたものであるような連想をさせることがあるので、「特定」としてはどうか。		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	A			減化肥		慣行				●消費者の商品選択に資する観点から、適用の範囲内に区分毎に名称を設定するのではなく、当該範囲を一括りの名称とする。より端的に、より分かりやすい名称を公募等に基づき当検討委員会で決定。 また、適用の範囲を一括りの名称とするものの、生産者の取組み状況を正に評価してもらうためにも農薬等の資材の使用状況について隣接して表示することとする。 <table border="1"> <tr><td></td><td>無農薬</td><td>減農薬</td><td>慣行</td></tr> <tr><td>無化肥</td><td colspan="2" rowspan="2">一括りの名称</td><td></td></tr> <tr><td>減化肥</td><td></td></tr> <tr><td>慣行</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> ←公募を行い、その結果を踏まえて検討し、「特別栽培農産物」と決定 〔表示例案〕 例1：化学合成農薬は使用せず、化学肥料は当地比5割減の場合 <table border="1"> <tr><td colspan="4">農林水産省ガイドラインによる表示</td></tr> <tr><td colspan="4">特別栽培農産物（注） 化学合成農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減</td></tr> <tr><td>栽培責任者</td><td>〇〇〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td>〇〇県〇〇町</td><td>△△△</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>確認責任者</td><td>△△△△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td>〇〇県〇〇町</td><td>◇◇◇</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽</td><td></td><td></td></tr> </table> 例2：農薬（天敵は除く。）は使用せず、化学肥料は当地比5割減の場合 <table border="1"> <tr><td colspan="4">農林水産省ガイドラインによる表示</td></tr> <tr><td colspan="4">特別栽培農産物（注） 農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減</td></tr> <tr><td>栽培責任者</td><td>〇〇〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td>〇〇県〇〇町</td><td>△△△</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>確認責任者</td><td>△△△△</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>住所</td><td>〇〇県〇〇町</td><td>◇◇◇</td><td></td></tr> <tr><td>連絡先</td><td>Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽</td><td></td><td></td></tr> </table> 注：又は「特別栽培△△△」とする。 （△△△は農産物の一般的な名称を記載）		無農薬	減農薬	慣行	無化肥	一括りの名称			減化肥		慣行				農林水産省ガイドラインによる表示				特別栽培農産物（注） 化学合成農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減				栽培責任者	〇〇〇〇			住所	〇〇県〇〇町	△△△		連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇			確認責任者	△△△△			住所	〇〇県〇〇町	◇◇◇		連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽			農林水産省ガイドラインによる表示				特別栽培農産物（注） 農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減				栽培責任者	〇〇〇〇			住所	〇〇県〇〇町	△△△		連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇			確認責任者	△△△△			住所	〇〇県〇〇町	◇◇◇		連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽		
	無農薬	減農薬	慣行																																																																																																												
無化肥	A	B	C																																																																																																												
減化肥	D	E	F																																																																																																												
慣行	G	H	I																																																																																																												
	無農薬	減農薬	慣行																																																																																																												
無化肥	A																																																																																																														
減化肥																																																																																																															
慣行																																																																																																															
	無農薬	減農薬	慣行																																																																																																												
無化肥	一括りの名称																																																																																																														
減化肥																																																																																																															
慣行																																																																																																															
農林水産省ガイドラインによる表示																																																																																																															
特別栽培農産物（注） 化学合成農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減																																																																																																															
栽培責任者	〇〇〇〇																																																																																																														
住所	〇〇県〇〇町	△△△																																																																																																													
連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇																																																																																																														
確認責任者	△△△△																																																																																																														
住所	〇〇県〇〇町	◇◇◇																																																																																																													
連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽																																																																																																														
農林水産省ガイドラインによる表示																																																																																																															
特別栽培農産物（注） 農薬：栽培期間中不使用 化学肥料：当地比 5割減																																																																																																															
栽培責任者	〇〇〇〇																																																																																																														
住所	〇〇県〇〇町	△△△																																																																																																													
連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-〇〇〇																																																																																																														
確認責任者	△△△△																																																																																																														
住所	〇〇県〇〇町	◇◇◇																																																																																																													
連絡先	Tel 〇〇-〇〇〇-▽▽▽																																																																																																														

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
ネーミングつづき		○基準となる慣行レベルが地域ごとに設定されることから「地域」をいれるべき。 ○できるだけ簡素なものが望ましい。 ○「地域」という新しいものをいれるのはよい。 ○「地域特定栽培農産物」としてはどうか。 ○「地域」を入れる必要性があるか。 ○「減農薬・減化学肥料栽培農産物」がよい。 ○「地域特定栽培農産物」となると「地域特定」に力点がおかれ、農薬や化学肥料を減らした栽培方法であるという本来の意味合いとは異なる。 ○「特定栽培」でどうか。 ○「地域」を入れるのであれば、「○○地域」とすべき。 ○本来は優良誤認を防ぐというのが大きな目的である。その点からは、栽培責任者と確認責任者が表示された農水省ガイドラインに基づいたものである旨を徹底すべき。 ○「地域特定」だと、その地域特定の販売と受けとられかねない。「生産地域特定」であればよい。 ○「生産地域特定」では、その地域でしか収穫できないものともとられる可能性がある。 ○名称変更するときには、インパクトのあるものが求められる。 ○インパクトを優先すれば、横文字が入ったものが考えられるが、エコやグリーンを入れることには以前も反対意見が出た。 ○従来どおり「特別栽培農産物」でよいというのが、公募で一番多い意見であった。 ○「無農薬」が分かりにくいということから、検討を重ねて名称変更しようとしている。「特別」が問題となるのか。 ○名称変更しないことに支障があるのか。 ○今までは「特別」の意味が分からなかったが、十分にきちんと説明してもらえばよい。 ○購買する側からも、中味のPRが必要。公募しても、これはという名称が出てこなかった。 ○当検討委員会の検討過程を遡ってみても、「特別栽培農産物」という一括名称に対する是非等の議論は特段されていない。 ○名称の先頭に「新」を付けて、「新特別栽培農産物」ではどうか。 ○従来どおり「特別栽培農産物」とする方向でどうか。 （表示例案の「栽培期間中農薬不使用」について） ○農薬を全く使用しない農産物がどれだけあるのか不明だが、あるのであればこの表示例でよい。そのような農産物が多くなることを要望する。 ○「栽培期間中」がどこからどこまでを指すのか人により解釈が異なる。 ○改正後のガイドラインで栽培期間中との表現を使用するのであれば、定義を定めることが必要。	

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
減の定義（定義の明確化）	●当該農産物の生産過程等において、化学合成農薬（化学肥料）の使用回数（使用量）が各地域の慣行栽培のおおむね5割以下。 ※たとえば、慣行的に化学合成農薬が11回使用される場合、その5割は厳密には5.5回となるが、当該農産物に6回使用した場合でも、おおむね5割節減しているものとして「減農薬」の表示が可能である。 ●慣行レベルについては各地域の確認責任者等（生産・出荷組合、農協）が定めることとなっている。 ※「慣行レベルには、同一県内でも地域間で差があり、分かりにくい。」「慣行レベルの設定にバラツキがでるとの懸念。」「消費者が慣行レベルに関する情報を入手することが容易でない。」等の意見、指摘がなされている。	●検討委員会における主な意見 （おおむね） ○「おおむね」をとることは、適切である。 （慣行レベル） ○「慣行」をきっちり定めないと、「慣行」そのものの信頼性が問われる。 ○慣行という言葉は科学的ではない。農薬等の使用実態を調査すべき。 ○「慣行」を調査するのは難しい。 ○同じ地域でも農薬の使用状況には差がある。公平に表現するものとして「慣行」がある。 ○（現行ガイドラインの定義の中の）「当該地域」については、市町村レベルか県レベルかの議論が必要。 ○「慣行」のレベルは公的機関で定めるべき。 ○「慣行」のレベルに地域で違いがあるということは理解。 ○慣行レベルの基準年は決定すべき。 ○慣行レベルの策定に当たっては、過去〇年間など、常に変更しなくともいいようにすべき。 ○全ての作物について毎年見直すのは現実的ではない。 ○農薬の使用回数等の基準は、そのまま継続して使われると発展性がない。どこかの時点で見直すべき。 ○定期的に慣行レベルを見直す方法と、慣行レベルを過去に置き、努力目標の基準とする方法の2通りがある。前者の場合、農家の栽培技術の進歩により慣行と特別栽培の差が小さくなり、特別栽培に取り組む農家が少なくなるとの懸念がある。 ○同一品目の作型の違いまで対応した慣行レベルの策定は難しい。 ○作型毎の対応が難しくとも、生産者の努力を評価できるように可能な限り詳細に策定してほしい。 ○（慣行レベルの策定は）防除暦等を基に作成すれば、ほとんどの県で対応できるはずであろう。 ○慣行レベルの更新は自治体等に任せるべき。 ○慣行レベルは都道府県の策定・確認が原則であるところを、確認責任者に権限を与えるという例外はできるだけ作らないで欲しい。認めるべきではない。	●「おおむね5割以下」の「おおむね」の表現が曖昧さを包含していることから、「おおむね」をとり、単に「5割以下」とする。 ●慣行レベルの客観性の向上 慣行レベルについては、客観性を高め、かつ、設定にバラツキが生じないよう都道府県（地域農業改良普及センター等により地域毎に策定されたものも含む。）が定めた慣行レベル、又は農協組織等が定めた場合には都道府県がその内容を確認した慣行レベルを基準とすることとする。 また、都道府県は慣行レベルを策定又は確認したときは、その内容を外部に公開し、生産者、流通業者、消費者等関係者への周知に努めるものとする。 なお、慣行レベルについては、適宜見直すことが望ましい。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
減の定義（定義の明確化）につき	（使用資材） ●無農薬栽培農産物 捕食性昆虫、寄生性昆虫等の天敵農薬のみが使用可能となっている。 ●減農薬栽培農産物 「化学合成農薬」の使用回数を「慣行栽培のおおむね5割以上」節減していることが必要である。 （天敵農薬及び天然由来の農薬の使用回数はカウントされない。） （生産過程等） 「生産過程等」とは、「当該農産物の生産過程（当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む。）及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理」をいう。 ※減農薬栽培農産物について、使用を禁止する農薬及び農薬の使用を禁止する期間を設定することを要望（消費者団体）	（5割以下） ○化学肥料の使用を継続すると病害虫が増えるとの現象も生じる。5割以下というのは必要。 ○5割、何割ということではなく、その取組によりどのような生物が生息しているのかということも一つの考え方ではないか。 ○残留農薬がどの程度あるのかが問題ではないか。 ○10回を5回にすれば表示でき、5回を3回にしても表示できないことを消費者が理解できれば選択もしやすい。 （その他） ○外国では、消費者がそのような農産物を購入することにより、産地の農業を助けるとともに、環境保全に資するとの意識がある。 ●栽培基準検討部会提案 減農薬栽培農産物について、有機農産物で使用が認められている農薬の使用は自由とし、それ以外の農薬の使用を5割以上節減することとするのが妥当 ●検討委員会における主な意見 （資材全体） ○残留農薬がどの程度あるのかが問題ではないか。 ○農薬の使用基準は残留性を考慮した上で安全基準が策定されている。 ○（消費者団体より）使用禁止農薬、使用禁止期間の設定をとの要望があるがこの意見を活かせないか。 ○自主的に、環境ホルモン、難分解性の農薬を外している生産者団体もある。 ○農薬取締法で決められたものを、それを魚毒性が高いため等との理由だけで排除することはどうかと思う。 ○この検討委員会において、個々の農薬について、使用の是非を議論することは無理。個別の農薬について使用していない旨は農家が表現できることとすれば良いのではないか。 （有機農産物のJAS規格でリスト化された資材） ○5割以下の計算において使用回数に含めないとあるが、甘い基準になるのではないか。 ○リスト化された農薬は、野菜生産ではほとんどで使用されていない。果樹で使用する農薬が主である。 ○リスト化された農薬には、化学合成農薬も含まれる、そこは問題にならないのか。 ○リスト化された農薬であっても、化学合成農薬である場合には、節減率の計算に分母、分子の両方にもカウントしてはどうか。 ○リスト化された資材の使用は、やむを得ない場合に限定されている。	●使用資材 有機農産物の日本農林規格においてやむを得ない場合に使用が認められている農薬（化学合成農薬を含む。）については、たとえそれが化学合成農薬であっても、化学合成農薬の節減割合の算出に当たっては、使用回数に含めないこととしてはどうかという意見もあったが、節減の対象は化学合成農薬となっていていにかかわらず、節減割合の算出に当たって使用回数に含めず、使用状況も表示しないという例外を認めるのか等の指摘や「資材の使用状況」に対する消費者の高い関心に鑑み、当該農薬については、特別の扱いはしないこととする。 なお、化学合成農薬のうち、性フェロモン剤及び誘引剤については、作物やほ場に直接散布されず、他の化学合成農薬の削減につながることから、節減割合の算定要素には含めないこととする。 ただし、表示については他の化学合成農薬と同様に、使用した場合にはその旨を表示することとする。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
	●化学合成資材の使用状況とその表示 ・化学合成農薬の使用回数と表示 化学合成農薬の使用回数は、生産過程等において使用した化学合成農薬の有効成分毎に計算。 化学合成農薬の使用状況の表示については、使用資材名、資材の用途及び使用回数を記載。 ・化学肥料の使用量と表示 化学肥料の使用量は、生産過程等において使用した化学肥料の窒素分量。 化学肥料の使用状況の表示については、使用資材名、資材の用途及び使用量（窒素分量）を記載	○ヨーロッパでは、有機農法において環境に悪影響を与えない農薬は使用してもよいという考え方を消費者に理解してもらうのに10～20年かかっている。日本でも消費者への周知徹底を行うことにより理解を得たい。 ○消費者理解を促すことは賛成であるが、その手法は使用資材を明記するなどの情報提供によるべきであり、使用回数にカウントしないなどについては疑問が残る。 ○有機と特別栽培は独立させて考えるべき。 ○生産者が環境への負荷が少ないものを使用する方向へ誘導していくことを目標とすべき。 ○基本的には従来と同じ計算及び表示方法をとることとするが、リスト化された資材のうち、例えば作物やほ場に直接接触しない資材（性フェロモン剤、誘引剤、忌避剤等）を別表で掲げ、当該資材はカウントしないことにしてはどうか。 ○（害虫の）交信かく乱を行うものに絞ってはどうか。 ○忌避剤は、無理に「特別に扱う」特段の理由はないため、除くこととする。 ○「特別に扱わないこととする」とあるのは、「特別扱いはしない」が適当である。	●化学合成資材の使用状況とその表示について 農薬や化学肥料の使用状況についての情報提供は重要であることから、現行ガイドラインと同様とする。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
信頼性確保のための措置	（情報公開等） ●栽培責任者は、生産圃場に、特別栽培農産物の生産圃場であること等を示す看板を設置する。 ●栽培責任者は、使用予定資材の使用量、使用予定時期等を記載した栽培計画、栽培管理記録及び出荷記録を作成して、確認責任者に提出し、その確認を受ける。 ●確認責任者は、栽培期間中必ず生産圃場で現地確認を行う。 ●表示すべき事項 ①特別栽培農産物の名称 ②ガイドラインに準拠している旨 ③栽培責任者及び確認責任者等の氏名、住所及び連絡先の記載 ④無化学肥料栽培農産物に農薬を使用している旨等 ⑤土壌を用いていない旨（水耕栽培等の場合） ⑥化学合成農薬又は化学肥料の節減割合 ③使用農薬や使用化学肥料の使用状況等を記載することとなっている。 ●生産者は、消費者、流通業者等の信頼を得るため、当該農産物の生産過程等に関する情報を積極的に提供するように努める。 ●栽培責任者、確認責任者、輸入業者、精米責任者及び精米確認者は、消費者等からの栽培方法や資材の使用状況、確認方法等に関する照会があった場合には栽培管理記録等を基に適切に説明を行う。 （確認責任者） ●ガイドライン上、確認責任者を「原則として栽培責任者と同一ではなく、当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい」と規定。 ※独自にガイドラインに基づいて認証を行っている都道府県が多数あるが、認証手続などその仕組みは、統一のルールがないことから都道府県によって異なる。	●栽培基準検討部会提案 化学肥料や化学合成農薬の節減割合とともに、使用資材名等の表示を徹底すべき。 ●検討委員会における主な意見（表示の実際） ○実際の表示は、ガイドラインで定める表示例のようにはなっていない。 ○農薬や化学肥料の節減率、確認責任者を表示していないものが多い。 ●栽培基準検討部会提案 生産者は消費者等の求めに応じて生産過程を開示できるよう農作業の日誌の資料等を十分整備することが望ましい。 ●検討委員会における主な意見（農協組織の認証制度） ○有機JAS制度においても、農協は生産者である例が多く、第三者性にかける。その上の組織をイメージしておけばよいのではないか。 ○現行では、経済連でも特別栽培農産物の認定を行っている例がある。 ○全国連と県経済連等、末端の生産者と離れていればよいのではないか。 ○一部農協では、部署を分けて独立性をもって業務を行っている。組織が分かればよいとはどうか。 ●検討委員会における主な意見（都道府県の認証制度） ○可能な限り、各県の制度を活用してはどうか。	●消費者の商品選択に資するため、消費者が当該農産物を「誰が、どのような生産（資材の使用状況）を行ったか」をトレースできる情報提供を重視することとする。 具体的には、現行ガイドラインに定められている「表示すべき事項」（栽培責任者等の名称、住所連絡先、農薬等資材の使用状況など）や「情報の提供」（栽培責任者等が消費者からの照会に対する説明など）は引き続き実施すべき内容とする。 （確認責任者） ●表示の信頼性を高めるため、確認責任者の第三者性を高める必要がある。このため、栽培責任者と確認責任者が同一であってはならないこととする。また、都道府県等自治体、登録認定機関等第三者性が高い民間機関、県連組織等の認証（確認）制度の活用を奨励するものとする。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
信頼性確保のための措置（つつき）	●法的強制力なし。 ※法令に基づく検査認証制度の導入を要望 ・食品表示に対する信頼性確保のため（Ａ県、Ｂ県） ※法令に基づく検査認証制度の導入は反対 ・農家に認証料負担を強いることとなり、環境保全型農業の広がりに水をさしかねない（Ｍ経済連）	●検討委員会における主な意見 （法的強制力） ○農水省がリードをとり、特別栽培農産物についても表示規制という問題に一定の目安をつけるべき。 ○ガイドラインのままで、消費者の信用が得られないのではないかと。有機ＪＡＳの運用を特別栽培農産物に導入できれば信用性が増すのではないかと。 ○法的な強制力の導入は生産者に対するコスト負担が高い。導入は時期尚早。 ○曖昧な部分は分かりやすく、かつ、厳しくなる。日本農業の中に特別栽培農産物が普及した段階で法的な強制力の導入をすべき。 ○「減」の定義において、慣行レベルを基準とすることから、実際、法令に基づく制度の導入は難しい。 ○特別栽培農産物を規格化するのは難しい。 ○まずは有機ＪＡＳ制度を消費者に認識してもらいたい。その認識が低い段階で特別栽培農産物が出てくると混乱のもととなる。 ○法令に基づく検査認証制度の導入の必要性は理解。ただ、今それを導入することは尚早。 ○信頼性を高めることをもう少しガイドラインで行うべき。 ○今まで都道府県に対して、指導性のある強い依頼はしていなかった。法制化しないとすれば都道府県に特に指導性の発揮を願う表現があってもよい。 （トレーサビリティシステム） ○欧米のようなトレーサビリティのインフラ整備が求められている。 ○現行ガイドラインでもトレースできるのではないかと。以前の検討においても、この問題には触れており、その結果がガイドラインの表示例となっている。 ○現行ガイドラインでもかなりトレサビリティの効果はあると思われる。これに加えて、栽培履歴などのプロセスを踏んだかをトレースできるようにしてはどうか。 ○生産者へのトレースは可能であるが、穀物（ブレンドがあるため）と加工品のトレースは難しい。 ○信頼関係しかない。 ○保管や流通の温度管理など、消費者の要求が高まれば難しい問題となるであろう。 ○出荷後の保管、分別の過程もあわせて情報提供できると信頼関係が深まるのではないかと。 ○トレーサビリティについては、不確定な要素も多いので、本委員会においては「農林水産省に要望する」で留めたい。	●検査認証制度の導入について 特別栽培農産物の栽培基準が「各地域の慣行レベルの５割以下」という相対的な基準であるため、有機農産物の日本農林規格のように絶対的な基準を定めることは現実的ではなく、困難である。 検査認証制度の導入については将来的な課題とし、当面は現行ガイドラインの基準や仕組みの改善を図ることにより特別栽培農産物の表示の適正化及び信頼性の向上を図ることとする。 なお、都道府県へのヒアリングの結果によれば、条例に基づく検査認証制度の導入について考えている都道府県はなかった。 ●生産行程履歴ＪＡＳ規格の活用 特別栽培農産物に関する情報の信頼性を高めるため、「食」と「農」の再生プランにおいて「『農場から食卓』まで生産情報を届けるトレーサビリティシステムの導入」が提案され、これを実効あるものとするため、食品生産行程履歴のＪＡＳ規格化など法制化の検討を行うこととされている。 現行ガイドラインも栽培責任者等の名称、住所及び連絡先を表示するとともに、資材の使用状況を表示することとなり、トレーサビリティという点で評価できるところであるが、その食品生産行程履歴のＪＡＳ規格が制定された場合には、農薬や肥料の使用情報などの生産情報が明確なルールで開示され、消費者は当該農産物が本ガイドラインに従って生産されたか否かを、より確実に判定できることが見込まれる。 したがって、特別栽培農産物の主たる対象となる野菜等について、できるだけ早期に食品生産行程履歴のＪＡＳ規格を制定し、特別栽培農産物の生産者がこのシステムを活用し、信用度の高い情報を提供できるように措置することを検討するよう農林水産省に要望する。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
信頼性確保のための措置（つつき）	●輸入品の取扱 内外無差別の原則に従って、輸入品もガイドラインに基づく表示は可能。 国産品と同様に消費者からの問い合わせ等を容易にするため、輸入品については国産品の一括表示事項に加えて、輸入業者の氏名又は名称、住所及び連絡先を表示することとなっている。 ●国、地方公共団体及び関係団体 ガイドラインに基づく表示の普及を図るため、事業者及び消費者の啓発に努めるほか、ガイドライン及びガイドラインに基づく表示に関する照会や苦情に適切に対応する。	●検討委員会における主な意見（輸入品について） ○この問題は、栽培基準検討部会でも検討されているが、外国のものは議論の対象としないとの検討結果となっている。 ○有機農産物は世界統一のものがあると言えるが、特別栽培農産物にあたるものは各国別に存在し、国際的にも通用するものとして認知されたものがない。 ○基本的には消費者を惑わさないことという前提がある。グローバルな時代において、保証されるものであれば問題ないを考える。個々に申請し判断してもらうことでよいのではないか。 ○一国のガイドラインで他国のものを認定するのは難しい。 ○諸外国に一国の基準を強要するのは越権行為である。基準が各国異なるのは仕方ない。 ○あとは農水省の判断に委ねることとしてはどうか。トレーサビリティにも限界があるので、他国の栽培地まで特定するのは難しい。そのような農産物に対して、本検討委員会では責任を持つことはできない。 ●検討委員会における主な意見（ガイドラインの基準に基づかない表示について） ○そのような事例に対しては、表示の抹消と一定期間の表示停止を望む。 ○注意喚起を盛り込み、厳しくする方向にすべき。 ○生産行程履歴JASでの整理と同じように、その他の項目で「農水省への要望」としてはどうか。 ○指示・公表という対応は、JAS法に基づいた品質表示基準での問題である。 ○ガイドラインの運用において、厳しい監視を希望する旨を要望してはどうか。 ○確認責任者名の欠落も指摘事項にしてもらいたい。 ○ガイドラインという性格のものに罰則を盛り込むのは難しいようだが、法律に基づいた生産行程履歴JAS規格に期待したい。 ○現行でも社会的制裁が全くないわけではない。昨今の食品関係の問題でも自主回収が行われている。企業の自己責任による浄化作用があることから、あえて罰則が必要とは思わない。	●ガイドライン表示の適正化について 表示問題の発生等に鑑み、ガイドラインに基づく表示についても、消費者等からの信頼が得られるよう適切な指導等の実施を農林水産省に要望する。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
表示内容	●1. 一括表示(共通) 名称、ガイドライン準拠の旨、栽培責任者等の氏名、住所、連絡先等 2. 一括表示以外(セット表示) 減の場合は、資材(化学合成農薬・化学肥料)の名称及び使用回数又は使用量 3. 略式表示 特別栽培農産物を結束するためのテープ、特別栽培農産物に貼付するシール等について、①特別栽培農産物の名称、②ガイドラインに準拠している旨③栽培責任者名又は確認責任者名を記載した略式表示が可能 (表示例) 減農薬栽培農産物の表示例 一括表示内容 農林水産省ガイドラインによる表示 減農薬栽培農産物 当地比 ○割減 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□-□□-□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇ 連絡先 Tel □□-□□-▽▽ 化学合成農薬の使用状況 使用資材名 用途 使用回数 ○○○○○ 殺菌 1回 □□□□□ 殺虫 2回 △△△△△ 除草 1回 (注)使用資材名は原則として商品名ではなく、主成分を示す一般名称とする。 ※一括表示と資材の使用状況をセットで表示することになっている。 ※表示実態の結果からセット表示の遵守率が低い。 (参考)ガイドラインに基づく「減」表示におけるセット表示の遵守率 ・調査商品数 (1,654) ・うち使用状況記載不備 (1,406) ・遵守率 15% 資料:独立行政法人農林水産消費技術センター	●検討委員会における主な意見 (セット表示) ○(農薬の)成分名を表示することについては、「分かってももらえるかな」と思って表示している。 ○セット表示を励行すれば問題にならない。 ○セット表示(情報提供)は生産者の努力に任せる方がよい。 ○セット表示に農薬の成分名が表示されていてもピンとこないのではないか。 ○消費モニター結果では、農薬等の使用状況を確認する方法が「店に聞く」との割合が高い。販売現場でもその情報があれば消費者に説明しやすい。 ○農薬の成分名の表示は難しい。 ○農薬の原体名(成分名)が書かれていてもわからない。 ○消費者の立場からすると何の目的で、何回という表示は必要ではないか。 ○出荷直前の表示は可能。予めどのような農薬をどの程度使用するかを作っておかない限り使用状況を表示することは難しい。 ○資材の使用状況が、包装・容器への表示までは求めなくとも販売店でも別紙でいけばいいのではないかと。 ○詳しい表示を付して出荷された産地は評価が高い。 ○ひとつの方法として、販売者が生産者から栽培記録をとりよせ、保管。それをもって消費者からの問い合わせに対応することではどうか。 ○表示はシンプルに。表示と情報は違う。情報の内容は時代とともに変化する。 ○セット表示の内容も消費者が農業に対する理解を深めない限り、逆に不便になってしまう。 ○農業生産は工業生産と違い、自然条件に左右されることから、前もって設定されたセット表示が遵守されにくい状況がでてくる。 ○資材の使用状況を電話をかけてまで生産者に聞くのかという疑問がある。スーパーなどで栽培状況を表示したビラがあれば、それでも消費者は安心できる。 ○バイヤーが栽培履歴を複写して保管し、何かあればいつでも照会に対応できる体制をとっている。 ○農産物の包装・容器には「農薬○割減」や「農薬不使用」との表現のみとし、資材の使用状況はあえて求めず、送り状や問い合わせへの用意をしておけばよいのではないかと。 ○表示を簡略化し、(資材の使用状況等の)情報については、消費者が確実に内容を確認ができるような体制にするとのことではどうか。 (略式表示) ○略式表示は現行と同様で問題はない。	●農薬や化学肥料の使用状況についての情報提供は重要であることから、現行ガイドラインと同様の内容(資材の名称、用途、使用回数(化学肥料にあっては使用量))を行うこととする。 ●消費者等が当該情報を入手する手段が確保されていれば、セット表示については省略し、それ以外の情報提供方法(インターネット利用、容器包装資材以外に別途ビラの添付など)も可能とする。(下記表示例案参照) 表示例案 例1 農林水産省ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 化学合成農薬:当地比 5割減 化学肥料:当地比 5割減 栽培責任者 ○○○○ 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□-□□-□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇ 連絡先 Tel □□-□□-▽▽ (農薬等資材使用状況) http://www.tokusai...jp/ 例2 農林水産省ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 化学合成農薬:当地比 5割減 化学肥料:当地比 5割減 栽培責任者 ○○○○(エコファーマー) 住所 ○○県○○町△△△ 連絡先 Tel □□-□□-□□ 確認責任者 △△△△ 住所 ○○県○○町◇◇◇ 連絡先 Tel □□-□□-▽▽ 別途添付 化学合成資材の使用状況 使用資材名 用途 使用回数 ○○○○○ 殺菌 1回 □□□□□ 殺虫 2回 △△△△△ 除草 1回 化学合成農薬低減技術利用(性フェロモン剤) ●略式表示については、現行ガイドラインと同様とする。

	現行ガイドライン	検討委員会における主な意見等	ガイドラインの改正の方向
表示内容（つづき）	● その他	● 検討委員会における主な意見（エコファーマー） ○ エコファーマーは、環境への負荷を軽減することを目的とした生産者であり、栽培責任者、確認責任者の氏名に加えて、エコファーマーという表示も行うことができるようにすれば、一層表示の信頼性も高まるのではないか。	● エコファーマーである旨の表示 たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式に取り組む農業者への支援を及び特別栽培農産物のガイドライン表示の普及等の観点から、栽培責任者等がエコファーマーである場合には、ガイドライン表示に加えてエコファーマーである旨の表示を任意に行うことができるものとする。 （参考）エコファーマー 「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、農業者（法人を含む）は持続性の高い農業生産方式（たい肥等による土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式）に関する「導入計画」を策定し、これを都道府県知事に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けた農業者であり、この認定を受けた農業者の愛称名がエコファーマーである。
	● マークは定められていない。	● 検討委員会における主な意見（マーク） ○ 各県において、特別栽培農産物の認証制度が導入されており、それに伴いマークも定められている。それに加えて、マークを作成すれば混乱を招くのではないか。	● 特別栽培農産物である旨のマークについて ガイドラインの改正を機に、消費者の商品選択に資するよう特別栽培農産物である旨の特別なマークを付することについて検討したが、 ① J A S 制度の中で、J A S マーク、特定 J A S マーク、有機 J A S マークと三つのマークが存在していること ② 特別栽培農産物について、認証制度を導入し、独自のマークを定めている県等があること 等から、別途マークを制定することは混乱を招くおそれがあるとの判断から特別栽培農産物である旨のマークは定めないこととする。